

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（352））

2. 日時：平成29年9月15日 10時00分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、安達安全審査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、岸野安全審査官、安田安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官

（地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当） 他12名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 耐震土木グループ 担当係長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する設計基準対象設備の津波防護対策の津波区分について>

- 排気筒、使用済燃料乾式貯蔵建屋の重大事故時における津波防護対象としての位置付けを整理して提示すること。
- 第5条の分類を踏まえると、防潮堤等は基準津波を超える津波に対して津波影響軽減施設としての機能を有することから、工事計画認可申請における設備・機能の位置づけ及び要目表上の整理の考え方について提示すること。

<基準津波に伴う取水口付近の取水性確保のための漂流物調査について>

- 漂流物となる可能性のある施設・設備の評価に関しては、自主的に実施する人工構造物の位置、形状等の変更に対する定期的状況確認だけでなく、工事計画認可申請の手続きに際しても確認を行うよう、考え方を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

また、防潮堤の構造成立性に関する審査会合での説明は9月26日に予定していたが、解析に時間を要しており全ての解析結果を網羅した説明は10月中旬頃に行いたい旨の

発言があった。

(3) 原子力規制庁から、防潮堤の構造設計の基本方針等、解析によらずに説明が可能な範囲に関し、9月26日の説明を検討するよう指摘を行った。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 第三条、第四条、第五条に係る検討項目の説明スケジュール
- ・ 東海第二発電所 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する設計基準対象設備の津波防護対策の津波区分の検討
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針に係る審査会合時の指摘事項への対応